

## 共通して確認

- 機器ごとに、1住宅につき1回、1申請者あたり1回限りの申請である
- 桑折町の自ら居住する住宅に機器を設置している

## 共通して添付（提出）

- 申請書（第1号様式）
- 事業報告書（第2号様式）
- 住宅の位置図
- 機器設置の状況を確認できる写真（可能な限り、着工前・着工後）
- 工事請負契約書の写し（費用の内訳が確認できるもの）
- 機器の設置に係る領収書の写し
- 機器の仕様が確認できる書類（製品カタログの写し）
- 申請者の住民票（機器を設置した住居と同一住所であること）
- 町税等の完納を証明する書類（申請者及び建物所有・共有者全員）
- 振込口座通帳の写し（申請者名義）
- 手続きの代行に係る委任状（第5号様式）※業者等が持参する場合

## 機器ごと

### 住宅用太陽光発電システム

#### 〈確認〉

- 太陽光モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成
- 太陽光電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発電電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具購入、据付け設置費が対象経費
- 低圧配電線と逆潮流有りで連携した発電設備で、住宅の屋根等への設置に適している
- 太陽光モジュールの最大公称出力またはパワーコンディショナの定格出力は10kw未満
- 中古品ではない（未使用）
- 申請額は正しいか 出力1kwにつき3万円（上限4kwで、最大12万円まで）

#### 〈添付（提出）〉

- 電力会社との電力受給契約書の写し  
（需給開始日は令和6年4月1日～令和8年3月18日の間である）  
※自家消費の場合は領収日が令和6年4月1日～令和8年3月18日の間である
- 竣工検査の試験記録書の写し
- 設置した全パネル（太陽電池モジュール）の製造品番号が確認できる書類
- 住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計の写真
- モジュール配置図、出力対比表、単線結線図

### 定置用リチウムイオン蓄電池システム

#### 《確認》

- 対象経費は、蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器の購入及び設置工事に要する経費
- 定置用のリチウムイオン蓄電池
- 容量は1kwh以上かつ、定格出力が500w以上
- インバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えている
- 耐電圧試験済である
- 絶縁試験済である
- 中古品ではない（未使用）
- 申請額は正しいか 容量1kwhにつき2万円（上限5kwhで、最大10万円まで）
- 領収書の領収日は令和6年4月1日～令和8年3月18日の間である

#### 《添付（提出）》

- 対象品の耐電圧試験と絶縁試験の結果がわかるもの。「試験成績書」の写し等
- 対象製品の製造品番号が確認できる書類

### バイオマス燃料ストーブ設備

#### 《確認》

- 対象経費は、設備本体及び設置に要する経費
- 燃料は木質ペレット又は薪で、住宅内部の暖房用として設置
- 中古品ではない（未使用）
- 1台5万円を超える機器
- 申請額は正しいか 経費総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）
- 領収書の領収日は令和6年4月1日～令和8年3月18日の間である

#### 《添付（提出）》

- 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し

### 電気自動車充給電システム（V2Hシステム）

#### 《確認》

- 対象経費は、設備本体及び設置に要する経費
- 専ら自家消費の用に供するもの
- 中古品ではない（未使用）
- 1台5万円を超える機器
- 申請額は正しいか 経費総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）
- 領収書の領収日は令和6年4月1日～令和8年3月18日の間である

#### 《添付（提出）》

- 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
- 単線結線図
- 竣工検査の試験記録書の写し